

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
(フロン排出抑制法)

第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

抜 粋

初版 (平成 27 年 3 月)

環境省 経済産業省

## 第2章 法律の対象

本手引きにおいては、主に、フロン排出抑制法における、第一種特定製品の管理者(以下「管理者」という。)、第一種特定製品の廃棄等実施者が講ずべき措置を中心に説明する。

そのため、第2章においては、1.において「フロン類」について、2.において「第一種特定製品」について、3.において「管理者」について、4.において「廃棄等実施者」について、説明する。

また、関連する内容として、5.において一部の管理者が該当する可能性がある「第一種特定製品整備者」について、6.においてその他の関係主体について説明する。

### 1. フロン類

法第2条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

#### フロン類の種類

##### 施行規則第1条

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格 817 に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第8条、第9条、第41条（第44条において準用する場合を含む。）、第49条、第51条、第52条、様式第1、様式第3及び様式第4においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

#### 【概要】

フロン排出抑制法が対象とするフロン類とは、①オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（CFC（クロロフルオロカーボン）及び HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のうち、オゾン層保護法で特定物質として規制されている物質）及び②オゾン層は破壊しないものの、温室効果の非常に高いフロン（HFC（ハイドロフルオロカーボン）のうち、地球温暖化対策推進法において温室効果ガスとして規制されている物質）である。

これらのフロン類の具体的な物質名は、第6章 p.82 のとおりである。また、特にことわりのない限り、本手引きにおいて「フロン類の種類」とは、「冷媒番号別の種類」であり、国際標準化機構（ISO）の規格 817 に基づき、環境大臣・経済産業大臣が告示で定めるものである（第6章 p.83 参照）。

### 2. 第一種特定製品

#### 法第2条

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

## 【概要】

第一種特定製品とは、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

上記の定義をそれぞれの要素に整理すると、以下の①～④のすべてに当てはまる機器のことを指す。

- ①エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器（冷凍冷蔵機能を有する自動販売機を含む。）である。
- ②業務用として製造・販売された機器である。
- ③冷媒としてフロン類が充填されている。
- ④第二種特定製品ではない。

## 【解説】

### ① エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器

エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器のそれぞれの基本的な考え方は以下の表1のとおりである。また、日本標準商品分類における分類（表4参照）を参考に判断する。それでもなお、判断に迷う場合は、当該機器の製造業者に確認する。

表 1 エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方

分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するための機器  （労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。）
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器

### ② 業務用として製造・販売された機器

業務用として製造・販売された機器とは、一般消費者が日常生活に使用するために製造・販売された機器以外の機器をいう。

使用等する機器が「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断される。例えば、一般住居で使用されている“業務用として製造、販売された機器”は第一種特定製品に該当し、オフィスで使用されている“家庭用として製造、販売された機器”は、第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については、家電リサイクル法の対象となる。（詳細は第5章8.(2) p.77を参照）

表 2 業務用の機器と家庭用の機器との見分け方

<p>① 室外機の銘板、シールを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 14 年4月 (フロン回収・破壊法の施行) 以降に販売された業務用冷凍空調機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量等が記載されている。</li> <li>・ それ以前に販売された業務用冷凍空調機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われていることもある。</li> </ul> <p>② 機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。</p>	<p>など</p>
---	-----------

③ 冷媒としてフロン類が充填されている

フロン類とは、1. で記述したとおりである。

そのため、NH<sub>3</sub>(アンモニア)、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)、水、空気、HFO(ハイドロフルオロオレフィン)など、“フロン類以外”を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器(ノンフロン機器)は、第一種特定製品には該当しない。

④ 第二種特定製品

第二種特定製品とは、自動車(自動車リサイクル法の対象のものに限る。)に搭載されたエアコンディショナーのうち、乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するものをいう。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。

したがって、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備(カーエアコン)であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。カーエアコンが搭載されている自動車が自動車リサイクル法の対象に当たるかどうかについては、第5章8.(1) p.77を参照。

また、冷凍・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットは、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当するため、注意が必要である。

表 3 <参考>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)(抄)

<p>第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。</p> <p>一 被けん引車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。)</p> <p>二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)</p> <p>三 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。</p> <p>9~17 (略)</p>
---

エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類6：中分類56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類する。

表4 第一種特定製品の種類

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であつて、 二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクルー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は次のとおりである。

表 5 第一種特定製品の設置場所別の種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア	全 体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン) ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
	役所	チラー、自動販売機 冷水機(プレッシャー型)、製氷機
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、 果物屋、食料品、 薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷凍冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機 チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など) ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む))
学校等	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
運輸機械	鉄道	鉄道車両用空調機
		地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機など)
	自動車	航空機用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、 被牽引車